平成30年11月29日九州地方整備局

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、6週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:ドーピー建設工業株式会社

業 者 の 住 所:北海道札幌市中央区北1条西6-2

2. 指名停止措置期間:平成30年11月29日 ~ 平成31年1月9日

(6週間)

3. 指名停止措置の範囲 : 九州地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、長崎河川国道事務所発注工事において、平成30年8月29日、クレーンによる橋梁主桁の架設作業中、主桁を吊った玉掛けワイヤーの長さを調節するため、橋脚上で主桁の仮置を試みたところ、支承に据えた台木が主桁の荷重によって潰れバランスを崩し倒れてきた主桁に作業員2名が、挟まれ負傷したものでる。

工事名 : 長崎57号仁反田川橋上部工(P10-A2)工事

被災場所:長崎県諫早市森山町地先

被災者 : 2名(工事関係者)

被災状況:内臓損傷、骨盤骨折(入院中、1ヵ月以上経過)

腸骨骨折(全治3ヵ月以上)

5. 指名停止措置理由

当該業者たるドーピー建設工業株式会社が、長崎河川国道事務所発注の「長崎57号仁反田川橋上部工(P10-A2)工事」において、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)(以下「措置要領」と総称する。)の別表第1第7号(下記参照)に該当する。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置 が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者 を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)

代表: 092-471-6331

総務部契約課長 星原 隆 (内線 2511)

(契約課直通: 14092-476-3509)

企画部技術管理課長 徳田 浩一郎 (内線 3311)

(技術管理課直通: [LO92-476-3546)

港湾空港関係

総務部契約管理官 田中 浩紀 (内線 290)

(経理調達課直通:16092-418-3345)